

子どもの定期予防接種の種類と接種間隔

ワクチンの接種間隔に注意しましょう。
接種対象年齢を過ぎると全額自己負担となります。

- 定期の予防接種：法律に基づいて市が実施する予防接種です。接種対象年齢であれば、費用は無料です。
- 任意の予防接種：法律に定められていない予防接種や、定期の予防接種対象年齢を超えて接種した予防接種です。費用は全額自己負担です。(金額は医療機関によって異なります。)

予防接種の種類		接種対象年齢	回数	接種間隔・注意事項
小児の肺炎球菌感染症		(望ましい開始時期) 生後2か月～ 7か月になる1日前に開始	4回	【初回】 27日以上の間隔で3回接種(望ましいのは、1歳になる1日前まで) 【追加】 初回接種終了後、60日以上あけて1歳以降に1回接種(望ましいのは1歳～1歳3か月の間) ※ただし、初回2回目及び3回目の接種は2歳になる1日前までに行う。
		生後7か月～ 1歳になる1日前に開始	3回	【初回】 27日以上の間隔で2回接種(望ましいのは、1歳になる1日前まで) 【追加】 初回接種終了後60日以上あけて1歳以降に1回接種 ※ただし、初回2回目の接種は2歳になる1日前までに行う。
		1歳～2歳になる1日前に開始	2回	60日以上の間隔で2回接種
		2歳～5歳になる1日前に開始	1回	1回接種
B型肝炎		生後0か月～1歳になる1日前 (望ましいのは生後2か月～生後9か月の間)	3回	27日以上の間隔で2回接種し、1回目から139日以上あけて3回目を接種 ※ただし、HBs抗原陽性の母親から生まれた児で、母子感染予防のため抗HBsヒト免疫グロブリンの投与にあわせてB型肝炎ワクチンを受けた児は、定期接種でなく健康保険での適応となります。
ロタウイルス	ロタリックス (1価)	生後6週0日～生後24週0日	2回	27日以上の間隔で2回接種 ※接種対象期間を過ぎた場合は、接種することができません。
	ロタテック (5価)	生後6週0日～生後32週0日	3回	27日以上の間隔で3回接種 ※接種対象期間を過ぎた場合は、接種することができません。
ロタワクチンは2種類ありますが、効果は変わりません。どちらか一つを選んでいただき、その種類で接種を完了してください。				
五種混合★ (百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ感染症)		生後2か月～ 7歳6か月になる1日前	4回	【初回】 20日以上の間隔で3回接種(望ましいのは20日～56日の間隔) 【追加】 初回接種終了後、6か月以上(望ましいのは1年～1年半)の間隔で1回接種 ★令和6年4月から四種混合とヒブワクチンを混合した五種混合ワクチンが定期接種となりました。今後は五種混合ワクチンでの接種が基本となります。すでに四種混合ワクチン・ヒブワクチンの接種を開始している場合は、医療機関にご相談ください。
BCG		生後0か月～1歳になる1日前	1回	望ましいのは、生後5か月～8か月の間

予防接種の種類		接種対象年齢	回数	接種間隔・注意事項
麻しん風しん混合(MR)	第1期	1歳～2歳になる1日前	1回	1歳の誕生日を過ぎたらなるべく早く受けましょう。
	第2期	小学校入学前の1年間 (<u>R2.4.2～R3.4.1生</u>)	1回	第2期の接種期間は、該当年度の間（令和8年4月1日～令和9年3月31日まで）です。
水痘		1歳～3歳になる1日前	2回	3か月以上の間隔で2回接種 望ましいのは、【1回目】 1歳～1歳3か月になる1日前までに1回接種 【2回目】 1回目接種終了後6か月～1年の間隔において1回接種
日本脳炎	1期	生後6か月～7歳6か月になる1日前	3回	【初回】 6日以上の間隔で2回接種(望ましいのは、3歳～4歳の間で、6～28日の間隔) 【追加】 初回接種終了後6か月以上において1回接種(望ましいのは、4歳～5歳の間で、初回接種終了後おおむね1年後)
	2期	9歳～13歳になる1日前	1回	1回接種 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 日本脳炎予防接種の計4回が完了されていない人で、平成19年4月1日以前の生まれで20歳未満の人は、特例措置対象者となり、無料で接種を受けることができます。医療機関またはすこやか生活課にお問い合わせください。 </div>
二種混合(DT)		11歳～13歳になる1日前	1回	四種混合1期完了者に2期として接種します。
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防:HPV) ★	シルガード9(9価)	小学6年生～高校1年生 相当年齢の女子 (<u>H22.4.2～H27.4.1生まれ</u>) (望ましいのは中学1年生の時期)	2回 (3回)	【1回目接種年齢が小学6年生～15歳未満の場合】 5か月以上の間隔で2回接種。(望ましいのは、6か月の間隔において2回接種。) 【1回目接種年齢が15歳以上の場合】 1か月以上の間隔において2回接種後、2回目の接種から3か月以上の間隔において1回接種。 (望ましいのは、2か月の間隔において2回接種後、1回目の接種から6か月の間隔において1回接種。)

★令和8年4月1日から、定期接種のヒトパピローマウイルス感染症(HPV)ワクチンは、シルガード9(9価)のみとなります。すでに、サーバリックス(2価)またはガーダシル(4価)で接種を開始されている場合は、残り回数分は、シルガード9(9価)での接種となります。詳しくは、医療機関またはすこやか生活課(TEL.598-5711)にお問い合わせください。

◎異なるワクチンを接種する場合の間隔 ※医師が特に必要と認めた場合は、2種類以上の予防接種を同時に接種することもできます。

不活化ワクチン	小児の肺炎球菌感染症	B型肝炎	五種混合	DT
	日本脳炎	ヒトパピローマウイルス感染症	インフルエンザ	三種混合 等
経口生ワクチン	ロタワクチン	(ロタリックス、ロタテック)		
注射生ワクチン	BCG	麻しん風しん混合(MR)	水痘	おたふくかぜ 等

※□枠は、定期の予防接種、□枠以外は、任意の予防接種です。

➡ いずれのワクチンも、
接種間隔の制限はありません。



➡ 注射生ワクチンを接種する場合のみ、27日以上の間隔を空けてください。
(不活化ワクチン、経口生ワクチンの場合は、接種間隔の制限はありません。)

※本表は、令和8年2月1日現在で作成しています。今後、内容等に変更が生じることがあります。